

## 入札金額及び報酬額の算定条件

### 1 入札金額の算出

- (1) 想定発動指令それぞれの想定容量に入札単価を乗じて算定し、金額（12回分）を合計したものを入札金額とする。
- (2) 想定発動指令回数（12回）ごとに算出する。  
※入札単価は、応札者それぞれの試算により設定していただく単価であり、想定発動指令12回の実績ごとに乗じて算定するもの  
「2 報酬額の算定」を確認し、算定すること。
- (3) 入札金額の算定条件は、以下のとおりとする。
  - ア 令和9年度における売電状況は、令和5年度と同様とする。  
（令和4年度における30分ごとの売電量は、添付資料2のとおり）
  - イ 約定価格（2027年度分）は九州地区の11,457円/kW（調整係数反映価格）とする。
  - ウ 想定容量370kW（想定期待容量400kW×調整係数92.8%）とする。
  - エ 売電は、FIT制度およびFIP制度の適用外電源とする。  
（本施設の売電電力は、全量非バイオマス電源となる。）
  - オ 想定発動指令回数は12回とする。
  - カ 端数処理は、想定発動指令回数（12回）ごとに算出した金額の1円未満を切り捨てとする。
  - キ 通常、本施設が売電をおこなう際に必要となる計測装置以外の、容量市場の参加に必要な計測装置、装置の設置、システムの導入、実効性テストに関する費用等、すべての費用は落札者側の負担とし、取り付けの際は、工場の運転と送電に影響のないようにすること。
  - ク 本施設は、毎年決まった時期にボイラーを停止し、設備の点検補修を実施しており、売電がほとんど無い時期があることを考慮すること。  
（予定定期補修時期：6月、7月、11月、2月、3月）
  - ケ ごみ処理を最優先とするため、発動指令に対して、送電電力増の操作を行う対応はしないものとする。
  - コ ペナルティが発生した場合は、落札者側の負担とする。そのため、収入からペナルティ等のリスク分や収益・経費等分を減じたものを報酬額とする。（報酬額の下限は0円とする。）
  - タ 入札単価は、上記の条件を十分に考慮し設定すること。
- (4) 入札に際して入札金額の積算基礎となった「入札金額積算内訳書」を提出すること。

## 2 報酬額の算定

- (1) 実発動指令時の対応実績に対しての報酬とし、契約容量から、実需給未達成量を差し引いた容量に契約単価を乗じ、消費税を加算した金額を報酬額とする。

※契約容量は、入札時想定容量の370kWを上限とし、対象実需給年度2年度前に実施する実効性テストの結果及び調整係数を踏まえ、決定する。

※実発動指令ごとに算出し、支払いは実年度終了後、一括で支払うもの  
支払いのタイミングについては、電力広域的運営推進機関が容量確保契約金額を落札者へ交付される時期(対象実需給年度の翌年度9月末日まで)に組合へ支払うこと。

- (2) 実需給未達成量は、30分ごとの実需給実績値から契約容量に満たなかった容量をいう。

### 【実需給未達成量の積算方法】

ア 実需給実績値が30分値(契約容量の1/2)以上の場合、実需給未達成量無しとする。

イ 実需給実績値が30分値(契約容量の1/2)未満の場合、30分値(契約容量の1/2)から実需給実績値を差し引いた量を実需給未達成量とする。

ウ 実発動指令が12回を満たなかった場合、満たなかった分については、「実績なし」として全量未達成量として積算する。

- (3) 報酬額の算出条件は、以下のとおりとする。

ア 実発動指令の対応回数は、最大回数の12回を基本に算出する。

イ 契約単価は、入札時の落札単価をいう。

ウ 契約容量は、入札時想定容量の370kWを上限とし、実年度2年度前に実施する実効性テストの結果及び調整係数を踏まえ、決定する。

エ ごみ処理を最優先とするため、発動指令に対して、送電電力増の操作を行う対応はしないものとする。

オ ペナルティが発生した場合は、落札者側の負担とする。そのため、収入からペナルティ等のリスク分や収益・経費等分を減じたものを報酬額とする。(報酬額の下限は0円とする。)

カ 売電は、FIT制度およびFIP制度の適用外電源とする。

(本施設の売電電力は、全量非バイオマス電源となる。)

キ 端数処理は、実発動指令ごとに算出し1円未満を切り捨て、税込額を算出後端数が出た場合、1円未満を切り捨てとする。

ク 通常、本施設が売電をおこなう際に必要となる計測装置以外の、容量市場の参加に必要な計測装置、装置の設置、システムの導入、実効性テストに関する費用等、すべての費用は落札者側の負担とし、取り付けの際は、工場の運転と送電に影響のないようにすること。